

観光力向上事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は吉野町の観光振興を目的に、新しい施策を展開しようとする町内団体の取り組みを支援するため、その団体が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において観光力向上事業交付金（以下、「交付金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(交付対象団体)

第2条 交付金を受けることができるものは、町内各観光協会及び吉野町内に活動の拠点を持つ団体で、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 非営利で公益的な活動を行う団体
- (2) 規約、会則その他これに類するものを定めている、会員5名以上の団体
- (3) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的としない団体
- (4) 法令等に違反する活動を行っていない団体

(対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業の参加対象者は町内在住者に限定していないものであって、町外在住者にも広報周知を行うものであること。
- (2) 観光を目的に町を訪れる人口の増加が見込める事業であること。
- (3) 地域振興、観光振興につながる事業であり、新規性かつ持続性があること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業でないこと。
- (5) 前各号をふまえた具体的な事業計画が立てられているものであること

2 前項第5号の規定に関わらず、当該事業の目的達成のために有効な場合に限り、営利を目的とする事業を付帯することができる。

(交付対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業を行うために必要な実費（材料費、印刷費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料、旅費等）
- (2) 講師や専門家等への謝礼
- (3) その他事業を行うために町長が必要と認めた経費

2 次の経費は助成対象としない。

- (1) 団体の経常的な維持、運営費
- (2) 交付対象事業に直接関係のない経費
- (3) 事業の遂行に必要と認められない食糧費
- (4) その他町長が適当でないと認めた経費

(交付金額)

第5条 交付金の交付率は、町が必要と認めた事業費の3分の1とし、交付上限額は次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、

町長が特に必要と認める事業に限り、交付額はこの限りでない。

(1) 各観光協会が実施する場合 200,000 円

(2) 上記以外の団体が実施する場合 100,000 円

2 前項の規定により算出した交付金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 県外での開催に要する旅費及び輸送費は総事業費の 3 分の 1 以下とする。

4 交付金の交付は 1 年度内において原則 1 団体につき 1 事業とする。

(交付申請及び交付事務)

第 6 条 交付申請及び交付決定等は、吉野町補助金等交付規則（平成 12 年 12 月吉野町規則第 23 号）の規定に基づき行うものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成 23 年 7 月吉野町要綱第 29 号）

この要綱は平成 23 年 8 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の交付金から適用する。

附 則（平成 24 年 5 月吉野町要綱第 18 号）

この要綱は、公布の日から施行する。